

# 日高圏域障害者プラン 2021 (案)

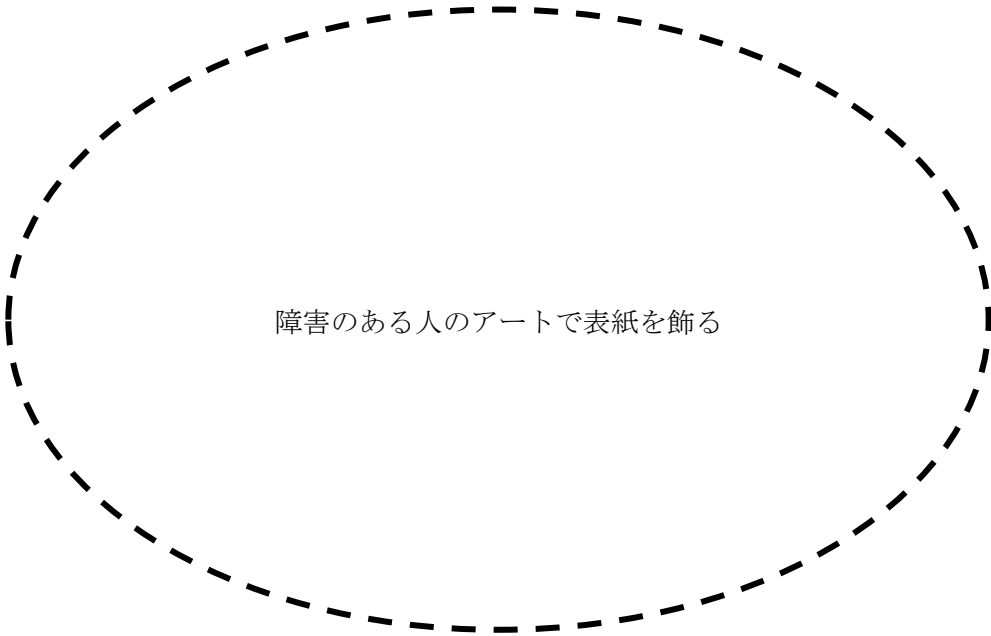
日高圏域市町障害者計画

《令和3年度～令和8年度》

日高圏域市町障害福祉計画（第6期）・

日高圏域市町障害児福祉計画（第2期）

《令和3年度～令和5年度》



障害のある人のアートで表紙を飾る

御坊市・美浜町・日高町・由良町・印南町・日高川町

和歌山県日高振興局健康福祉部（御坊保健所）

# 第1章 総論

# 第 1 章 総論

## 第 1 項 計画策定の趣旨

日高圏域（御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町）では、平成 19 年度から各市町で独自に障害者計画を策定していましたが、各市町の人口規模が小さいこともあり、平成 21 年度からは日高圏域で計画を策定し共通の認識を図るとともに、協力、連携しながら総合的な障害者施策を進めてきました。

この間に、障害者を取り巻く環境は大きく変化し、平成 23 年には「障害者基本法」が改正されるとともに「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が制定され、平成 24 年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が制定されました。さらに、平成 25 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という）」が制定されるなど障害者の権利保護や共生社会の実現に向けた法令が相次いで整備されました。

また、平成 30 年 3 月、内閣府より「障害者基本計画（第 4 次）」が策定され、同年 4 月には和歌山県の障害者計画（第 5 次）と障害福祉計画（第 5 期）・障害児福祉計画（第 1 期）から構成された「紀の国障害者プラン 2018」が策定されました。

このような新たな社会情勢に対応するため、令和 3 年度を始期とする「日高圏域障害者プラン 2021」を策定します。

平成 18 年	各市町障害福祉計画（第 1 期）	策定
平成 19 年	各市町障害者計画	策定
平成 21 年	日高圏域障害福祉計画（第 2 期）	策定
平成 24 年	日高圏域障害福祉計画（第 3 期）	策定
平成 27 年	日高圏域障害者計画	策定
平成 27 年	日高圏域障害福祉計画（第 4 期）	策定
平成 30 年	日高圏域障害福祉計画（第 5 期）・障害児福祉計画（第 1 期）	策定
令和 3 年	日高圏域障害者計画	策定
令和 3 年	日高圏域障害福祉計画（第 6 期）・障害児福祉計画（第 2 期）	策定

## 第 2 項 計画の位置づけ

「日高圏域障害者プラン 2021」は、障害者基本法に規定される市町村障害者計画、障害者総合支援法に規定される市町村障害福祉計画（第 6 期）と児童福祉法に規定される市町村障害児福祉計画（第 2 期）により構成されます。

障害福祉計画と障害児福祉計画は3年間の計画期間において、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る数値目標、目標達成のための方策、市町毎における指定障害福祉サービスの必要量の見込み等について定めるものです。

また、「日高圏域障害者プラン2021」は、国の「障害者基本計画（第4次）」と県の「紀の国障害者プラン2018」を基本的方向とするとともに、各市町の総合計画や地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、次世代育成支援後期行動計画、健康増進計画など関係する計画と連携しながら計画の推進を図ります。

### 第3項 計画の期間

「日高圏域障害者プラン2021」は、令和3年度から令和8年度までの6か年を計画期間とし、そのうち「障害福祉計画・障害児福祉計画」については、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とします。

なお、計画期間中であっても社会情勢の変化等に対応し、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 第4項 計画の基本的な考え方

基本理念及び基本原則を示すとともに、各分野に共通する横断的視点や施策の円滑な推進に向けた考え方を示します。

#### 1 基本理念

障害者施策は、誰もが障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念に基づいて、圏域の誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じる必要があります。

このプランでは、このような社会の実現に向け、障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害のある人の行動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めます。

#### 2 基本原則

基本理念の実現を目指し、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策について、次に掲げる基本原則に基づき、総合的かつ計画的に推進します。

### (1) 地域社会における共生について

全ての障害のある人が、障害のない人と平等に基本的人権を享有する個人として生活を保障されることを前提に、次に掲げる機会の確保・拡大を図ります。

- ・社会を構成する一員として、主体的に社会経済、文化等あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ・地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択の機会が確保されること。
- ・手話を含む言語その他の意思疎通のための手段について、選択する機会が確保されること。
- ・情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大が図られること。

### (2) 障害を理由とする差別の禁止について

障害を理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為の禁止と、社会的障壁を除去するための合理的配慮が提供されるよう取り組みます。

## 3 計画の各分野に共通する横断的視点

### (1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が平成 29 年に策定されました。

障害のある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障害者施策の策定や実施においては、障害のある人及びその家族も含め関係者の意見を聴き、その意見を尊重することが必要です。

### (2) 当事者本位の総合的な支援

障害のある人が、乳幼児期から高齢期まで各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、福祉、保健、教育、医療、労働、文化芸術・スポーツ等の各分野の有機的な連携のもと、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。また、支援に当たっては、障害者施策が、障害のある人が日常生活や社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があるとともに、障害のある人の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることに留意します。

### (3) 障害特性等に配慮した支援

障害者施策は、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた障害のある人の個別的な支援の必要性を踏まえて策定します。

また、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう、重度心身障害その他の重複障害など、より一層の理解が必要な障害や、外見からはわかりにくい障害について、住民の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

#### (4) アクセシビリティの向上

障害のある人が、その能力を發揮し、安心して生活できるようにするため、社会的障壁の除去を進め、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します。

また、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ（施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさ）の向上と心のバリアフリーを推進する観点から、積極的な広報啓発活動に努めます。

#### (5) 就労の支援

障害のある人が、地域で自立した生活を送るためには、就労は重要な要素であり、その適性に応じた能力を發揮することができるよう、一般就労支援について、福祉、教育、労働の各分野の連携を強化し、総合的な施策を推進します。

また、一般就労が困難である人については、生活の安定を図るため就労系の福祉サービス事業所での賃金等の水準の向上を図ります。

日高圏域では、関係機関で構成する御坊・日高圏域自立支援協議会を核に、障害福祉サービス等の利用調整及びサービス基盤の量的・質的な充実を図ります。

#### (6) 総合的かつ計画的な取組の推進

障害のある人が地域や施設で安心して暮らせるよう日高圏域障害福祉計画に基づき、圏域のどこに住んでいても適切なサービスを利用できる体制の整備を進めます。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子供・子育て関係施策等、男女共同参画施策等、障害者施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

### 4 障害者施策と人権

平成 23 年に障害者虐待防止法が制定されたことから、日高圏域では平成 25 年 2 月「日高障害者虐待防止対策地域協議会」を設置し、御坊・日高圏域自立支援協議会権利擁護部会と協働して、障害者の虐待防止及び関係機関の体制強化を図るための検討や研修を行っています。

さらに、平成 25 年に制定された障害者差別解消法に基づき、日高管内の各市町においても職員一人ひとりが適切な対応を行うよう職員対応要領が策定されました。

誰もがお互いの人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の実現は、障害者だけでなくすべての人の人権を尊重することであり、その理念は、同和問題をはじめ、女性、子供、高齢者等の人権にかかわる様々な問題解決につながるものです。

この計画では、圏域の誰もが障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる差別のない社会の実現を目指すことを基本姿勢として、施策の推進を図ります。

## 第5項 計画の推進体制

### (1) 市町

障害者施策は、福祉、保健、教育、医療、労働、文化芸術・スポーツ、生活環境基盤整備等、多くの分野に関わるものであることから、効果的かつ総合的な推進を図るため、関係部署の連携を強化します。

また、計画の策定や改定等の際には、障害者基本法及び障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、御坊・日高圏域自立支援協議会などの意見を踏まえて、計画の効果的な推進を図ります。

### (2) 県との連携

障害福祉サービス等が円滑に提供できるよう県との連携を図り、県及び市町村の障害福祉計画の推進を図ります。

### (3) 関係団体、民間企業等との連携、協働

社会福祉法人、障害者団体等の関係団体、ボランティア、NPO法人、民間企業や住民一人ひとりが、それぞれの立場や役割に応じて、自主的・積極的に地域福祉活動等への参加することを期待し、連携協働を図ります。

## 第6項 日高圏域の現状と課題

### 1 概況

〈日高圏域〉

【構成市町村】	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町
【面積】	579.01k m <sup>2</sup>
【人口】	59,521 人（令和2年4月1日現在）
【高齢化率】	33.6 %（令和2年1月1日時点）
【合計特殊出生率】	1.48 %（平成30年10月1日現在）

### 2 障害者を取りまく地理的環境

日高圏域は、県中部に位置し、北と東方向は紀伊山地の山々に、また西から南西方向を紀伊水道に隔てられており、圏域の中央部を流れる日高川下流域に市街地が形成されています。圏域人口は、減少傾向にあり、高齢化も進行しており、山間部ほど高齢化、過疎化が進んでいます。

公共交通網については、JR紀勢本線、紀州鉄道がありますが、山間部においてJR紀勢本線まで50km内外の距離があり、バス路線も便数が少なく、コミュニティバスが運行されている地域もありますが、公共交通網は充分とはいえない状況です。

### 3 障害のある人の現状

#### 障害者手帳交付者数

単位：人

	日高圏域 (59,521人)	県 (917,252人)	国 (125,962,000人)
身体障害者手帳交付者数	3,583	54,000	5,087,257
対人口比	6.0%	5.9%	4.0%
療育手帳交付者数	678	10,502	1,115,962
対人口比	1.1%	1.1%	0.9%
精神障害者保健福祉手帳交付者数	458	8,209	1,062,700
対人口比	0.8%	0.9%	0.8%

※全国の交付者数は、福祉・衛生行政報告例による平成30年度末の数

※日高圏域と県の交付者数は、和歌山県子ども・女性・相談センターの令和元年度末の数

※対人口比で用いた人口は、総務省統計局・和歌山県企画部企画政策局の令和2年4月1日現在の数

・身体障害者手帳交付者・療育手帳交付者については、全国対人口比を超えた取得率となっています。

#### 身体障害者手帳交付者数の推移（年齢別）

単位：人（構成比）

年齢別	19年度末 (平成20年3月31日)		25年度末 (平成26年3月31日)		元年度末 (令和2年3月31日)	
	日高圏域	県	日高圏域	県	日高圏域	県
18歳未満	51 (1.3%)	809 (1.5%)	42 (1.0%)	737 (1.3%)	33 (0.9%)	612 (1.1%)
18～64歳	1,055 (27.0%)	14,830 (27.0%)	954 (22.8%)	13,446 (23.1%)	728 (20.3%)	11,246 (20.8%)
65歳以上	2,796 (71.7%)	39,364 (71.6%)	3,193 (76.2%)	43,839 (75.6%)	2,822 (78.8%)	42,142 (78.1%)
計	3,902 (100%)	55,003 (100%)	4,189 (100%)	58,022 (100%)	3,583 (100%)	54,000 (100%)

・日高圏域での65歳以上の身体障害者手帳交付者は約78.8%で、高齢者の占める割合がより高くなっています。



身体障害者手帳交付者数の推移（障害種類別）

単位：人（構成比）

障害種類別	19年度末 (平成20年3月31日)		25年度末 (平成26年3月31日)		元年度末 (令和2年3月31日)	
	日高圏域	県	日高圏域	県	日高圏域	県
視覚障害者	306 ( 7.3%)	4,144 ( 7.5%)	256 (6.1%)	3,738 ( 6.4%)	196 (5.5%)	3,398 ( 6.3%)
聴覚・平衡機能 障害	565 (13.4%)	6,191 (11.3%)	491 (11.7%)	6,247 (10.8%)	425 (11.9%)	5,616 (10.4%)
音声・言語・ そしゃく機能障害	72 ( 1.7%)	775 ( 1.4%)	49 ( 1.2%)	646 ( 1.1%)	38 ( 1.1%)	623 ( 1.2%)
肢体不自由	2,324 (55.2%)	31,207 (56.7%)	2,289 (54.6%)	32,233 (55.6%)	1,886 (52.5%)	29,102 (53.9%)
内部障害	942 (22.4%)	12,686 (23.1%)	1,104 (26.4%)	15,158 (26.1%)	1,038 (29.0%)	15,261 (28.2%)
計	4,209 (100%)	55,003 (100%)	4,189 (100%)	58,022 (100%)	3,583 (100%)	54,000 (100%)

※日高圏域の19年度は障害種別に集計を行っているため延べ人数となっています。

・障害種別で見ると肢体不自由者が半数以上を占め、経年で見ると内部障害（心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害）が増加しています。

身体障害者手帳交付者数の推移（障害程度別）

単位：人（構成比）

障害程度別	19年度末 (平成20年3月31日)		25年度末 (平成26年3月31日)		元年度末 (令和2年3月31日)	
	日高圏域	県	日高圏域	県	日高圏域	県
1級	984 (25.2%)	14,966 (27.2%)	1,110 (26.5%)	15,915 (27.4%)	926 (25.8%)	14,126 (26.2%)
2級	793 (20.3%)	9,880 (18.0%)	761 (18.2%)	9,394 (16.2%)	589 (16.5%)	7,942 (14.7%)
3級	621 (15.9%)	9,407 (17.1%)	708 (16.9%)	9,919 (17.1%)	604 (16.9%)	9,098 (16.8%)
4級	831 (21.3%)	12,067 (21.9%)	994 (23.7%)	14,294 (24.6%)	926 (25.8%)	14,269 (26.4%)
5級	292 ( 7.5%)	4,053 ( 7.4%)	271 ( 6.5%)	3,833 ( 6.6%)	259 ( 7.2%)	4,263 ( 7.9%)
6級	381 ( 9.8%)	4,630 ( 8.4%)	345 ( 8.2%)	4,667 ( 8.1%)	279 ( 7.8%)	4,302 ( 8.0%)
計	3,902 (100%)	55,003 (100%)	4,189 (100%)	58,022 (100%)	3,583 (100%)	54,000 (100%)

※身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。

・県と同様に経年的に見ても障害程度の割合に大きな差はなく、1級と4級が約25.8%と最も多くなっています。

## 療育手帳交付者数の推移（年齢別）

単位：人（構成比）

年齢別	19年度末 (平成20年3月31日)		25年度末 (平成26年3月31日)		元年度末 (令和2年3月31日)	
	日高圏域	県	日高圏域	県	日高圏域	県
18歳未満	95 (18.9%)	1,711 (24.4%)	108 (18.6%)	2,084 (24.0%)	121 (17.9%)	2,418 (23.0%)
18～64歳	362 (72.1%)	4,768 (68.1%)	397 (68.6%)	5,858 (67.5%)	472 (69.6%)	7,114 (67.8%)
65歳以上	45 (9.0%)	525 (7.5%)	74 (12.8%)	738 (8.5%)	85 (12.5%)	970 (9.2%)
計	502 (100%)	7,004 (100%)	579 (100%)	8,680 (100%)	678 (100%)	10,502 (100%)

・令和元年度末における、療育手帳交付者は678人となり、平成19年と比較すると約35%の増加となっています。

## 療育手帳交付者数の推移（障害程度別）

単位：人（構成比）

障害程度	19年度末 (平成20年3月31日)		25年度末 (平成26年3月31日)		元年度末 (令和2年3月31日)	
	日高圏域	県	日高圏域	県	日高圏域	県
A1 (最重度)	108 (21.5%)	1,399 (20.0%)	122 (21.1%)	1,544 (17.8%)	122 (18.0%)	1,602 (15.3%)
A2 (重度)	150 (29.9%)	1,755 (25.1%)	137 (23.7%)	1,779 (20.5%)	140 (20.6%)	1,861 (17.7%)
B1 (中度)	133 (26.5%)	1,996 (28.5%)	160 (27.6%)	2,325 (26.8%)	172 (25.4%)	2,633 (25.1%)
B2 (軽度)	111 (22.1%)	1,854 (26.5%)	160 (27.6%)	3,032 (34.9%)	244 (36.0%)	4,406 (42.0%)
計	502 (100%)	7,004 (100%)	579 (100%)	8,680 (100%)	678 (100%)	10,502 (100%)

※和歌山県では知的障害児者に交付する療育手帳に、A1、A2、B1、B2の4つの等級を設けています。

・療育手帳交付者は全体的に増加傾向にありますが、経年的に見ると県と同様に軽度の割合が増加しています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

単位：人（構成比）

年度	19年度末 (平成20年3月31日)		25年度末 (平成26年3月31日)		元年度末 (令和2年3月31日)	
	日高圏域	県	日高圏域	県	日高圏域	県
1級	41 (16.1%)	677 (18.1%)	35 (10%)	645 (11.3%)	36 (7.9%)	738 (9.0%)
2級	166 (65.1%)	2,071 (55.2%)	193 (55.3%)	3,110 (54.4%)	244 (53.2%)	3,934 (47.9%)
3級	48 (18.8%)	1,002 (26.7%)	121 (34.7%)	1,963 (34.3%)	178 (38.9%)	3,537 (43.1%)
計	255 (100%)	3,750 (100%)	349 (100%)	5,718 (100%)	458 (100%)	8,209 (100%)

※精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の第45条において、重度の側から1級から3級の等級が定められています。

- ・ 県と同様に、経年的に見ると1級、2級が減少し、3級の所有者が増えています。

自立支援医療（精神通院医療）費公費負担利用者数の推移

単位：人

年度	19年度末 (平成20年3月31日)		25年度末 (平成26年3月31日)		元年度末 (令和2年3月31日)	
	日高圏域	県	日高圏域	県	日高圏域	県
患者数	625	7,536	799	10,674	960	13,832

- ・ 県と同様に増加傾向にあります。

難病患者数（特定疾患医療受給者証交付者数）の推移

単位：人

年度	19年度末 (平成20年3月31日)		25年度末 (平成26年3月31日)		元年度末 (令和2年3月31日)		
	日高圏域	県	日高圏域	県	日高圏域	県	
国指定	326	5,525	443	7,677	指定難病	562	8,104
					国指定	0	8
県指定	8	151	7	155	0	14	
計	334	5,676	450	7,832	562	8,126	

- ・ 平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が成立し、平成27年1月1日に施行され、110疾病について医療費助成が開始されています。その後も対象疾病が追加され、令和元年7月には333疾病が医療費助成対象となっており、対象疾病拡大に伴い県、今後も受給者の増加が見込まれます。

#### 4 今後の主な課題

圏域が目指す「共生社会」とは、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会であるとともに、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害のある人が必要な支援を受けながら、自己決定に基づいて社会のあらゆる活動に参画し、生きがいを持てる社会です。こうした「共生社会」を実現するため、下記の課題に対応することが必要です。

##### (1) 当事者本位の支援体制の整備

障害のある人は年々増加するとともに、高齢化や重度化の傾向に加え、ニーズも多様化しています。

御坊・日高障害者総合相談センターは、圏域の障害者相談支援の中核を担っており、障害のある人が地域で安心して暮らせるように、当事者本位の考えに基づいて、年齢や障害の種別にかかわらず総合的に支援を行っています。障害のある人やその家族、地域住民に対して、御坊・日高障害者総合相談センターの役割や情報について周知していくことも大切です。

また、地域の障害福祉のシステムづくりの中核的な役割を果たす協議の場として、平成19年に、御坊・日高圏域で自立支援協議会を設置しました。御坊・日高圏域自立支援協議会では、市町・保健所・福祉施設・医療機関・就労機関・教育機関等が参加し、相互の情報共有や事例検討等を通じて、地域の課題解決に向けた検討を行っています。

##### (2) 障害のある子供とその家族への支援

乳幼児健康診査などの結果、心身の発達・発育に遅れや問題が発見された乳幼児やその家族については、御坊保健所において療育相談指導を受けることができます。療育相談指導により継続的な支援が必要と判断された場合、身近な地域でより専門的な医療や療育（理学療法や言語療法等）が受けられる資源が求められています。

圏域単位で見れば、児童発達支援センターや放課後等デイサービス事業所等の障害児支援サービスは整備されつつありますが、障害のある子供や家族の多様なニーズに応じた支援が難しいケースもあります。特に、医療的ケア児やその家族に対する支援についての協議の場の設置や支援体制の充実が求められています。

障害のある子供やその家族がライフステージに応じた必要な支援が受けられるよう、御坊・日高圏域自立支援協議会子ども部会において、総合的な支援体制の構築に取り組んでいます。

##### (3) 地域生活支援への推進

施設に入所している障害のある人のうち希望する人や退院可能な精神障害のある人が、地域社会で自立した生活を送ることができるよう、居住の場や地域活動の場、地域生活支援拠点等の整備と機能の充実が必要です。このためには、圏域でグループホームをはじめとした地域での居住の場が確保されるよう、障害のある人の地域生活を支える環境づくりが求められます。

また、障害者のある人が安心して地域で生活するためには、当事者だけではなく家族や支援者への支援を強化する必要があります。

#### (4) 就労支援の強化

障害者就業・生活支援センターが設置されたことにより、就労支援が促進され、ネットワークが充実してきましたが、雇用の場の確保は依然難しい状況にあります。

日高圏域では、御坊・日高圏域自立支援協議会に就労部会を設置し、就労支援の強化のための検討が行われていますが、今後とも当事者の多様な状況に応じた就労支援が実現できる環境づくりが課題となっています。

障害のある人の雇用についての理解の促進を図るとともに、障害の状態等に応じ、一般就労における職場環境等の整備、福祉的就労における工賃水準の向上や職場でのルールやマナーの習得等の職業準備訓練など、様々な支援が求められています。

#### (5) 社会のバリアフリー化

和歌山県福祉のまちづくり条例や高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）により、障害のある人にやさしい環境づくりを進めています。

しかし、障害のある人の利用が困難な建築物や移動経路などの障害のある人の社会参加を妨げている物理的な障壁はまだあり、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した整備が求められています。

日高圏域では、障害者基本法に定められた「障害者週間（12月3日～9日）」に、障害者自身を含む地域住民の障害問題についての理解と認識を深めるとともに、啓発等を通して、障害に配慮しない慣行や差別などの心理的な障壁の解消を行うことが必要です。

#### (6) こころの健康対策の推進、自殺、ひきこもり等の対策

「こころの健康」は、人がいきいきと自分らしく生きるために重要であり、生活の質にも大きく影響します。様々なストレスが増大する現在社会において、うつなどのこころの病、自殺、社会的ひきこもりへの対応は重要な課題です。しかし、これらの多様なニーズに対して、保健や医療、福祉施策は十分ではなく、対策の充実が必要です。

また、精神障害によって日常生活や社会生活に支援を必要とする人やメンタルヘル스에課題を抱える人等への相談援助の充実、地域共生社会の実現に向けて、医療、保健、教育、就労支援等各関係機関が互いの特長を理解し、各機関のネットワークを密にして、包括的、総合的な体制づくりが求められます。

#### (7) 防災対策の推進

風水害や地震・津波等の自然災害に対する備えは圏域全体の重要課題であり、緊急時の情報伝達、避難誘導、救助体制の充実が求められています。障害のある人が、適切な避難支援が受けられるよう一人ひとりに合わせた十分な配慮が必要です。

また、障害のある人が、避難先で生活が行えるよう圏域での福祉避難所等の整備が求められています。

## 第7項 分野別施策の方向性

圏域が行う障害者施策について、「基本理念」に基づき、次の9項目を施策の柱として取り組みます。

### 1. 障害等についての理解促進

一人ひとりが障害等について正しく理解するため、啓発・広報活動を促進します。

### 2. 障害のある子供に関する支援の推進

障害のある子供が、将来、社会で自立できるよう、一人ひとりの障害の状態やニーズに応じた指導と支援を受けながら、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶことを目指す取組を推進します。障害のある子供やその家族に対して、身近な地域で専門的な教育や医療の支援が継続的に行えるよう関係機関や関係者との調整を図ります。

### 3. 雇用・就労・経済的自立の推進

障害のある人が希望に応じて就労できるよう、就業機会の確保に努めるとともに、それぞれの障害の特性に応じた能力を発揮できるよう支援することで、障害のある人の経済的な自立を推進します。

### 4. 安心して暮らせる地域づくりの推進

障害のある人が安心して生活できるよう、相談支援体制や障害福祉サービスの充実を図るなど、地域で協力し合う体制づくりを推進します。また、障害を理由とする差別の解消や権利利益の侵害の防止を推進します。地域社会で他の人々と共生することが妨げられず、どこで誰と生活するかを選択できる機会を確保するため、社会資源や支援体制の拡充を図るとともに、地域生活への移行支援を積極的に推進します。

### 5. 保健・医療の充実

障害のある人が適切な治療を受けることができるよう、障害の早期発見、早期治療を推進します。

### 6. 住みやすい生活環境づくりの推進

道路、公共交通機関や施設等のバリアフリー化を進め、障害のある人が住みやすい生活環境づくりを推進します。文化芸術活動・スポーツ等の振興により、障害のある人の生活をより豊にするとともに、障害についての理解や認識を深めます。

### 7. 情報・コミュニケーションに係る支援の促進

意思疎通支援者による情報保障等、必要な情報のアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上を図ります。

### 8. 防災対策の推進

災害が発生したときに、障害のある人が安全に避難し、避難生活を送ることができるような体制づくりを推進します。

### 9. 行政サービス等における配慮

圏域の誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進します。

# 第2章 各論

## 【日高川町】

### 第1項 重点施策の方向

#### (1) 福祉のまちづくりの推進

障害のある人が、住み慣れた地域で生活するためには、住民一人ひとりが障害の有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが求められています。障害のある人の「社会参加と自立」を支援し、社会的な障壁を取り除くとともに、アクセシビリティの向上に努め、障害者が安心して暮らしていけるまちづくりを推進します。

#### (2) 地域で生活を送るための支援体制づくり

障害のある人が地域で自分らしく、安心した生活を送るためには、地域社会全体で支えていくことが大切です。そのために、障害のある人もない人も互いに尊重しあうノーマライゼーションの理念の普及に努めるとともに、相談支援及び保健・医療・福祉・教育・雇用等、各分野との連携のもと、障害のある人のライフステージに応じた総合的な支援体制のさらなる充実を図ります。

#### (3) 障害児への支援

障害児の早期療育を行うためには、相談体制を整備、充実するとともに、乳幼児一人ひとりに応じた療育が提供できる体制整備を推進する必要があるとあり、可能な限り早期の療育に結び付けられるよう、保育、教育機関等の体制の整備を行います。また、発達障害児への適切な就学指導の充実を図ります。

### 第2項 分野別施策の基本的方向

#### 1 障害等についての理解促進

##### (現状と課題)

障害のある人の「社会参加」を実現していくためには、障害や障害のある人に対する正しい理解と認識をより深めるとともに、積極的な啓発活動を進め、住民みんなが障害のある人が抱える問題を理解し、この解決に努める必要があります。現在障害者に対する理解や認識も向上しつつあるものの、一部には十分でない面も見られ、今後より一層の取り組みにより社会全体で障害についての理解を深めていく必要があります。

##### (基本的方向)

障害及び障害者に対する正しい知識の普及・啓発により、一人ひとりの関心を高め、障害を理由とする差別の解消を図ります。



障害のある人があらゆる分野の活動に意欲を持って積極的に参加できる環境を整え、地域住民との交流の促進を図ります。

(具体的施策)

(1) 障害に対する周知、啓発広報

障害者週間（12月3日から9日）を周知し、障害者についての関心と理解を深めるとともに、障害者の社会参加の促進を図ります。町広報紙等を通じ、障害福祉制度についてのお知らせや障害者支援の取り組みに関する情報を発信することにより、障害に対する地域住民の理解を深め、地域社会におけるノーマライゼーションの普及に努め、誰もが暮らしやすい地域づくりを目指します。

(2) 交流の場の充実

障害のある人が地域住民と交流する場として、町内会活動への積極的な参加を促進していきます。小学校などにおいて子供の頃から障害のある人とのふれあいの機会をつくります。また障害者団体などの活動を支援していきます。

## 2 障害のある子供に関する支援の推進

(現状と課題)

障害のある子供の将来の自立を見据えて、早い段階からの療育の視点を踏まえた保育・教育の支援が必要となります。乳幼児健診や相談等から、障害のある子供が療育指導につながるよう支援を行い、保育園においては、障害児の受入れの拡大を図ってきました。

そうした中で、より適切な就学に向け、早い段階から就学相談につながるよう保護者に働きかけていく必要があります。

義務教育段階における学習の場は、特別支援学校、小中学校の特別支援学級等があり、障害のある児童・生徒一人ひとりの障害および発達段階等に応じた形で学習活動を行っています。児童・生徒の障害が重度・重複化、多様化しており、障害の程度や状態に応じて、教育を行う必要があります。さらに、ASD（自閉症スペクトラム障害）やLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などといった障害のある児童・生徒への特別な支援のニーズが高まっています。障害のある人が広く様々な分野の活動に積極的に参加できるよう、小中学校において障害者に対する理解を深めていく必要があります。

(基本的方向)

障害のある子供の個性や能力を着実に伸ばしていくため、早い段階からの保育・教育の支援に努め、障害の種類や程度、発達段階に応じたきめの細かい対応を図ります。

(具体的施策)

### (1) 療育の充実

乳幼児健診において発達の遅れや障害の疑われる児に対し、発達相談等を通して保護者に寄り添いながら総合的な支援を実施します。

「すこやかファイル」を活用し、乳幼児から、就学期、就労までライフステージごとの記録を残し、生涯を通じて切れ目のない支援を行います。

### (2) 就学相談・指導の充実

教育上特別な配慮を要する子供一人ひとりの状態に応じて、適切な就学指導を行うため、保健・福祉・教育等関係機関の連携を図ります。将来の就労等も見据え、一人ひとりの個性や能力が伸ばせるように障害の程度や種類に応じた就学相談・指導の充実に努めます。

### (3) 特別支援教育や交流教育の実施

ASD、LD、ADHDなどといった障害のある児童・生徒に対して、一人ひとりの教育ニーズを把握して、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。障害のある児童・生徒の豊かな人間性や社会性を養うため、小中学校及び特別支援学校が連携し、児童や生徒、地域の人たちがふれあい、ともに活動する機会を設けるため交流教育の充実に努めます。

## 3 雇用、就労、経済的自立の推進

### (現状と課題)

働く意欲と能力のある多くの障害者が、一般企業等において就労できるようにするためには、事業主等に対する啓発や支援に努め、障害者の雇用の場を確保し、就労に結びつけていくことが求められています。また、ハローワークなど関係機関と連携を図りながら、就労を希望する障害者の相談に応じ、就労に向けた支援を行う必要があります。

一方で、企業等における一般就労が困難な障害者の就労と収入増加を図るため、社会参加の場としての福祉的就労を支援し、就労移行支援事業や就労継続支援事業に取り組んでいく必要があります。

そのほか、公的年金や各種手当など、障害者に対する所得保障制度については、機会を捉え、適切な方法により、その内容の周知を図る必要があります。

こうした課題を踏まえ、雇用・就業、経済的自立の推進に取り組めます。

### (基本的方向)

関係機関と連携・協力しながら、民間企業などに対して、障害のある人の雇用促進や、働きやすい労働環境の整備について要請していきます。

さらに、就労移行支援事業、就労継続支援事業などの活用により、一般就労への移行促進と就労機会の提供を図ります。

## (具体的施策)

### (1) 障害者雇用の促進

本町において、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害のある人の雇用に推進します。障害のある人の雇用に効果的に進めるために、特別支援学校やハローワーク、関係機関と連携を図りながら、就労支援ネットワークを構築します。また、町内の企業、事業所における雇用の促進を図り、障害のある人の雇用促進を要請していきます。職場を確保し、安心して働けるためには、雇用する側の理解と協力が必要であり、事業主や従業員への啓発や働きかけを行います。

### (2) 総合的な就労支援

#### (ア) 関係機関との連携の強化

ハローワークなど関係機関と連携し、情報の共有化を図りながら、障害者雇用の創出に努めます。

御坊・日高障害者総合相談センターなど関係機関との連携を強化し、就労を含む相談支援の充実に努めます。

#### (イ) 就労の継続・定着に向けた支援

障害者職業センターなど関係機関と連携し、就職を希望する障害者の適性評価や、職場に適應するために必要な支援を行います。

### (3) 経済的自立の支援

#### (ア) 公的年金、公的手当等制度の周知

障害者に関わる障害基礎年金や障害厚生年金等、また特別障害者手当及び特別児童扶養手当等の各種手当についての理解を促すため、給付条件等をホームページや町広報誌に掲載し、周知を図ります。

#### (イ) 就労施設等利用者の工賃向上

障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等が提供する物品等の優先的な調達、積極的な利用を推進します。

## 4 安心して暮らせる地域づくりの推進

### (現状と課題)

障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会の構築を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには地域内の限られた社会資源を有効に活用していくことが必要であり、在宅の障害者が日常生活または社会生活を営むうえで、日中活動の場、住まいの場などの社会資源の充実は継続した課題となっています。

社会的に弱い立場にある方のために、児童虐待防止法や高齢者虐待防止法が成立しており、障害者においても平成 23 年に障害者虐待防止法が成立しました。「何人も障害者を虐待してはならない」という法の趣旨を実現し、障害のある方が安心して生活できる地域社会づくりを進める必要があります。

障害のある人が障害の程度によりサービスが容易に利用できない、または身の回りのことや金銭管理ができないことにより、虐待や金銭詐取といった悪質な権利侵害に合うことが想定されます。障害等で判断能力や決定能力が十分でない方が、地域で自立した生活が送れるよう、権利擁護に関する事業や関係機関・団体との連携を図る必要があります。そのため、制度の活用を促進しながら、障害者の権利擁護を進めていくことが求められます。また、地域や施設における人権擁護、障害者虐待防止法に基づいた虐待防止に関する意識啓発を促進するとともに、障害のある人の権利侵害には、成年後見制度の利用等により対応する必要があります。

#### (基本的方向)

障害者ができるだけ身近な地域で、様々な困り事などを相談し、また、心身の状況や支援の必要性に応じて障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう、相談支援体制の充実・強化を図ります。また、制度の周知に努め、さらに、支援の必要性に応じた適切なサービスの支給に努めます。障害者の住まいの場を確保し、地域生活への移行を推進します。そして、障害者の地域移行が進むことで、地域生活を支える訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護等）又は移動支援などにおいて、利用の増加が見込まれることから、障害者のニーズに対応できるよう量的・質的な充実を図ります。

障害者虐待防止法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。

成年後見制度の適切な利用が図られるよう必要な支援を行います。

#### (具体的施策)

##### (1) 相談支援体制の充実

地域で生活する障害者やその家族などから様々な相談に応じられるよう、障害者相談員や御坊・日高障害者総合相談センターなど関係機関と連携を図り、障害福祉サービスの利用や支援の充実に努めます。

相談支援事業を効果的に実施するため、御坊・日高圏域自立支援協議会の機能を強化し、中立・公平な相談支援事業の実施や関係機関の連携、社会資源の開発などを推進します。

##### (2) 虐待の防止

障害者虐待防止法に基づき、障害者を虐待してはならないことを広く普及啓発し、障害者虐待の防止や早期発見、迅速な対応及び適切な支援に努めます。24 時間安心コールセンターに虐待防止センターを設置し、常に通報を受け付けられる体制を整備します。

### (3) 権利擁護事業の周知・利用促進

障害のある人のプライバシーを保護し、基本的人権を尊重していきます。判断能力の不十分な人の日常生活上の自立を支援するために、社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業について周知し、適切な利用の促進に努めます。

### (4) 成年後見制度の普及・啓発

判断能力が不十分な知的障害のある人、精神障害のある人、高齢者について、虐待防止を含め、権利を擁護できるように、成年後見制度の周知を図ります。

## 5 保健・医療の充実

### (現状と課題)

障害の早期発見による適切な療育は、子供のもっている能力を最大限に伸ばし、社会でいきいきとした生活を送れるようにするため、極めて重要なことです。

町では、保健所等の関係機関と連携を図りながら、乳幼児健康診査、特定健康診査等の各種健康診査や、保健指導、相談等に努めています。障害のある乳幼児が療育機関等につながった後も、地区担当保健師による保護者へのサポートの継続を図っていく必要があります。

障害の原因となる生活習慣病のリスクを有する人を早期に把握し、保健指導等により生活習慣の改善を促し、発症を予防しています。障害の原因となる疾病等の予防や障害の早期発見・早期治療体制の充実を図るため、関係機関の専門医、相談支援専門員、保健師による相談等を実施し、相談支援事業所と保健所との連携を図っています。各種健康診査の意義・必要性等について啓発し、時期を逃すことなく、定期的を受診するよう取り組んでいく必要があります。

障害者の健康維持のため、通院や訪問看護、リハビリテーションなど一人ひとりの状態に応じた適切な医療が受けられる環境を整備し、地域の医療機関と行政や福祉サービス事業所等の各関係機関との連携を図ることが重要です。

原因が不明で治療方法が確立されていない、いわゆる難病についての理解の促進を図ります。難病患者の多くは、在宅での療養等地域で生活しながら病気の克服を願っており、難病患者が安心して在宅療養を送ることができる環境が求められています。病状憎悪などにより緊急に入院が必要となった際の受け入れ医療機関情報を提供できる体制が必要です。

### (基本的方向)

障害のある人が、より身近なところで必要な医療サービスが受けられるように関係機関に働きかけます。

また、障害のある人への医療費助成制度の充実を関係機関に要請し、心身に障害のある人の福祉の増進を図ります。

### (具体的施策)

#### (1) 障害の予防・早期発見・早期治療等の推進

妊娠期からの健康状態の把握、出産後の家庭訪問、乳幼児健診等で異常を早期に発見し、早期治療・早期療育の継続支援を行います。また、医療機関や福祉関係機関、保育所、学校等の連携による支援体制の充実を図ります。

さらに、家庭訪問や健康相談、健康診査などを通じて健康状態の維持増進を進めるとともに、一次障害（既存の障害）から生じる合併症や日常生活能力の低下（二次障害）を生み出さないために、適切な治療やリハビリテーション、生活、労働の環境について、正しい知識の普及に努め、QOL（生活の質）の維持・向上を図ります。

#### (2) リハビリ医療の充実

重度心身障害者医療費助成制度をはじめとした各種医療費助成制度を推進し、障害者の経済的負担の軽減や適切な治療の促進を図るとともに、障害者が身近な地域で適切な治療やリハビリテーションを受けられるよう、在宅医療を含む地域療養支援体制の確保に努めます。また、リハビリテーションを提供する場合は、地域の医療機関やデイサービスなどの福祉施設など様々な機関に設置されており、利用者にとってわかりにくい状況も否めません。そのため、障害のある人の状況に応じた適切なリハビリテーションを利用者の意思に基づいて利用できるよう相談や情報の充実を図ります。

#### (3) 精神保健施策等の充実

作業療法、レクリエーション活動などデイケアを実施する精神科医療機関や地域活動支援センター等と連携し、適切な支援を受けられる体制をつくるなど、精神保健福祉サービスの充実を図ります。

#### (4) 難病患者への支援等の充実

難病患者の療養状況の把握や訪問指導、電話による相談等を行い、専門医療機関や地域関係機関と連携を図り、難病患者が安心して在宅生活を送れるような支援体制を整備します。さらに難病についての理解の促進を図るため、情報の提供と意識啓発に努めます。

### 6 住みやすい生活環境づくりの推進

#### (現状と課題)

障害をもつ人が地域で自立した生活を送るためには、介助する家族の人達に対する支援も含め、さまざまなかたちでの日常生活上の支援が必要です。そのためには、各種在宅福祉サービスの充実を図るとともに、障害の程度や家族の状況等によって、施設入所による支援を必要とする場合もみられ、一人ひとりに応じた効果的なサービスが提供されることが求められています。

在宅生活を支援するサービスとしては、障害者総合支援法による居宅介護等の訪問系サービス、グループホーム等の居住支援、身体上の障害を補うための補装具費支給事業や日常生活用具

給付事業のほか、日常生活における活動を支援する地域生活支援事業等があり、本町ではこれらの在宅福祉サービスを充実するように努め、利用者のニーズを踏まえたサービス内容や提供体制の充実を図り、利用者がこれらのサービスを円滑に利用できるよう支援をしています。特にグループホームは欠かすことのできない日常生活の場となるため、行政と設置、運営を行う法人や福祉団体等と連携しながら支援することが重要です。

また、在宅生活を営むにあたっては、経済的な安定が重要な条件の1つですが、障害のある人の中には就業が難しく、就業できた場合でも低賃金の人が少ないといった現状があります。こうした状況に対応するため、国、県、町が各種の年金、手当、医療費助成制度を設けています。本町でもこれらの制度について、一人ひとりに応じた利用の促進を図っています。さまざまなニーズに対して、円滑に利用できるよう周知を図り、ニーズに応じた利用を促進していく必要があります。

交通手段の確保も重要な課題であり、公共交通手段であるコミュニティバスや乗り合いタクシーの運行時刻やルートの情報を周知し、障害者の外出の促進を図る必要があります。

#### (基本的方向)

地域の福祉施設・事業所と協力・連携しながら、障害のある人の支援の拡大を図ります。障害のある人の経済的自立を促進するため、機会をとらえて障害基礎年金などを周知するとともに受給についての相談に対応します。

関係機関と協力し、地域独自で障害のある人を支援する活動を促進します。

#### (具体的施策)

##### (1) 障害福祉サービス、地域生活支援の充実

日中、在宅で過ごしている障害のある方に対して、日中活動系サービス等の情報提供を行うとともに、民間事業者に生活介護等事業への参入を働きかけていきます。訪問系サービスについては、障害特性に応じたサービスの提供ができるよう、訪問介護や同行援護などの障害福祉サービスの質の向上に努めます。また、施設入所者の地域移行した際の受け入れ先として、グループホームが必要なため、民間事業者に対して新規参入の促進に努め、サービス提供体制を整備します。移動支援事業、日中一時支援事業などの地域生活支援事業について、利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう、相談支援事業者の育成、サービス提供事業者との連携の強化を図ります。

補装具や日常生活用具給付など福祉用具の給付については、適正な支給を実施していくとともに、利用者の生活の質の向上が図れるよう、給付品目の見直しなどに取り組みます。

現在運行している公共交通手段であるコミュニティバスや乗り合いタクシーをより利用しやすくするため、運行の時間や方法を見直し、さらなる充実を図ります。さらに、障害者がタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成する「福祉バス・タクシー券」を交付し、障害者の外出を促進し、福祉の向上を図ります。

## (2) 情報提供、相談体制の充実

障害のある人が必要に応じて、各種サービスを利用できるよう、パンフレットや町広報紙、ホームページ等での広報などを通して情報提供を行います。

計画相談支援については、障害者の自己選択・自己決定を尊重しながら、障害のある人が地域生活に必要なサービスを適切に受けられるよう、相談支援事業所や相談支援専門員の支援などを行い、サービス等利用計画の作成を推進します。相談支援事業を担う人材の育成や相談支援事業に関する周知を図ることで、障害のある人のそれぞれの課題（ニーズ）に対応した支援を行います。

また、障害者が自分に合ったサービスを適切に受けられるよう、苦情に対応できる苦情相談などの運用を図ります。

## 7 情報・コミュニケーションに係る支援の促進

### (現状と課題)

障害があるため、情報の収集・伝達に支障があり、障害がない人との情報の授受に関する格差が生じているケースは、日常的なコミュニケーションから、災害など非常時における避難誘導など、個人の生命に関わる場面にまで及びます。

そこで、障害の有無に関わらず、全ての人が平等、円滑に情報を入手し、共有することができるよう、障害の特性に応じた情報伝達手段を確保する必要があります。障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活をしていくために、利用者本位の考え方に立ち、個人の多様なニーズ・生活環境に即した障害福祉サービスの提供体制の整備は、重要な施策です。障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう障害特性に応じた支援が必要です。

### (基本的方向)

防災行政無線、町広報紙に加えてケーブルテレビによる文字放送、町ホームページなど、障害の特性に応じた手段・方法で情報提供に努めます。

「手話言語条例」に則り、手話が言語であるとの認識に基づき手話の理解と普及を図り、また手話通訳者等の派遣により障害者のコミュニケーションを支援します。

障害の有無に関わらず災害情報や地域情報をより迅速に入手できるシステム（環境）の整備を図ります。

### (具体的施策)

#### (1) 情報提供の充実

町のホームページを活用し、障害福祉サービス事業所や事業内容等についての情報提供の充実を図ります。

また、町広報紙やケーブルテレビの文字放送、防災行政無線等様々なツールを用い情報を発



信することにより、障害者の情報取得機会の均等性を確保します。

さらに、視覚や聴覚、手の動きなどに障害がある人が使いやすいよう、機器やサービスを利用しやすい環境を整備します。

#### (2) コミュニケーション支援の充実

障害のため、他者との意思疎通に支障がある聴覚障害者に対して、手話通訳や要約筆記奉仕員の派遣の実施による社会参加を促進します。

#### (3) 行政情報のバリアフリー化の推進

ホームページを充実し、全ての人が必要な行政の情報を容易に入手することができるように努めます。

障害者や障害者施策に関する情報及び緊急時における情報を提供するときは、知的障害者等にも分かりやすい情報の提供に努めます。

### 8 防災対策の推進

#### (現状と課題)

災害に強く、犯罪や交通事故の少ない、誰もが安心して暮らせる安全なまちづくりが求められています。特に地震などの大災害が起きた場合、障害のある人は高齢者と同様に迅速な避難が困難であり、適切な支援体制が不可欠です。また、緊急時や災害時に安全に行動できるよう、避難時の持ち物の用意や避難場所の確認など、日頃からの準備は重要な課題の1つとなっています。

本町では「日高川町地域防災計画」を策定しているほか、町内各地区が中心となって自主防災組織を組織しており、いざという時には地域の中での近隣助け合いが機能するよう体制づくりが進められています。

災害発生時に、障害のある人への災害情報を正確に伝えることが求められていることから、緊急時の情報提供の手段として、防災行政無線や、ホームページ、ケーブルテレビの文字放送での情報提供を行っています。

災害の発生時は、障害のある人が安心して避難できるよう、福祉避難所の設置や一般避難所のバリアフリー化など、避難所における支援体制の整備が必要です。

また、障害のある人が取り残されてしまう恐れがあるため、災害時の体制を整えることはもちろん、避難場所や避難経路について一層の周知を図り、避難訓練等の参加・体験を通じて、障害のある人に「防災」についての知識を高めてもらう必要があります。

#### (基本的方向)

地域や団体などと協力・連携し、障害のある人が安心して暮らせる、安全なまちづくりを進めます。また、災害時に障害のある人が安全に避難や救助・救護を受けられるように支援体制の整備を図ります。さらに、障害のある人が犯罪被害を未然に防ぐ支援体制を作ります。

(具体的施策)

(1) 防災対策の充実

町広報紙、ケーブルテレビ等により地域防災計画の周知を図り、災害時対策等の知識の普及・啓発に努めます。災害情報や避難情報、支援情報等を適切かつ迅速に伝えるため、防災行政無線の個別受信機の設置を推進するとともに、ケーブルテレビの加入を進めていきます。障害者福祉施設や障害者団体等における防災訓練の実施、参加を促します。

学校や体育館のバリアフリー化を図るとともに、障害のある人が災害時に避難場所へ速やかに移動できるように支援体制の充実を図ります。

災害発生時においては、情報提供や連絡、避難場所への誘導など、的確かつ迅速に行えるよう、要援護者の把握に努め、災害対応態勢を構築します。自治会をはじめ民生児童委員と地域住民の協力を得ながら、障害者の適切な避難、誘導に努めます。

さらに、民生児童委員と行政が所持する「災害時要援護者台帳」の周知及び台帳への登録を呼びかけます。日高川町地域防災計画に基づいて、避難行動要支援者に対応した福祉避難所の確保などの支援体制を推進し、人工透析や在宅酸素療法をしている医療的な救護が必要な障害者やパニックなどのために避難所での生活が困難な障害者を受け入れる体制づくりに努めます。

## 9 行政サービス等における配慮

(現状と課題)

「障害者差別解消法」では、国民の責務として、全ての国民が、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めることを定めるとともに、国及び地方公共団体の責務として、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施することを定めています。

さらに、行政機関等及び事業者は、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることにより障害者の権利利益を侵害してはならないと定めるとともに、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該障害者の状況に応じて、必要かつ合理的な配慮を行うことを、行政機関等には義務として、事業者には努力義務として定めています。

また、改正公職選挙法においては、成年被後見人の選挙権の回復が図られるとともに、公正な選挙の実施を確保するための新たな取り組みが定められています。

本町においても、障害者が適切な配慮を受けることができるよう、窓口等の体制づくりに努めるとともに、選挙事務を行うに当たっては、障害者が、その権利を円滑に行使することができるよう留意する必要があります。

(基本的方向)

本町職員の障害者に関する理解を促進するため、「障害を理由とする差別の解消を推進するための日高川町職員対応要領」を制定し、必要な研修を行い窓口等における障害者への配慮の徹底

を図ります。

障害者が円滑に投票できるよう、投票環境の向上に努めます。

(具体的施策)

(1) 職員研修の充実

職員を対象に、研修を計画的に実施します。研修を継続し、より効果的な研修の実施に努めます。

(2) 事務・事業実施における合理的配慮の実施

事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮を行います。

(3) 選挙等における配慮等

(ア) 投票所における配慮の実施

投票所出入口等へのスロープ設置による段差解消や投票所内の車いす配置等、必要に応じて移動に困難を抱える障害者等が投票しやすい環境を整えます。

(イ) 投票機会の確保

郵便等による不在者投票の制度について周知を図り、障害者の投票機会を確保します。

(4) 行政サービスの配慮

障害者でも利用しやすいような行政サービスを提案していきます。交通手段が少なく、役場に出向きにくい方のために、住民票などを職員が配達するサービスを実施しています。相談や手続きに来られる方に対し、適切な窓口対応を行うよう努めます。

# 第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量

## 【障害福祉計画】

## 第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量 日高圏域

### 第1項 成果目標

#### 1. 福祉施設から地域生活への移行促進

	R2年度末 までの 目標数値	H29	H30	R1(H31)	R2	R3～R5	考え方
		実績	実績	実績	実績見込み	目標	
	人	人	人	人	人	人	
福祉施設入所者数	76	74	75	76	75	76	国の指針を踏まえて市町が算定した 数値を合計
地域生活への移行者数	9	0	2	1	3	6	
減少見込み数	0	0	0	0	2	2	

#### 2. 地域生活支援拠点等の確保及び機能の充実

令和2年度に整備した日高圏域を対象とする地域生活支援拠点を運用していくなかで、地域のニーズや課題に応じてどのような機能をどの程度備えるべきか、年1回以上検証及び検討を行います。

#### 3. 福祉施設から一般就労への移行促進

	R2年度末 までの 目標数値	H29	H30	R1(H31)	R2	R3～R5	考え方
		実績	実績	実績	実績見込み	目標	
	人	人	人	人	人	人	
福祉施設利用者の 一般就労への移行者数	14	4	3	4	4	14	国の指針を踏まえて市町が算定した 数値を合計
うち就労移行支援事業 に係る移行者数		2	2	3	3	9	
うち就労継続支援A型に 係る移行者数		1	1	1	0	3	
うち就労継続支援B型に 係る移行者数		1	0	0	1	2	

#### 4. 相談支援体制の充実・強化等

御坊・日高障害者総合相談センターに設置する基幹相談支援センターにおいて、圏域における総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。

#### 5. 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等に係る各種研修会の場を積極的に活用することにより、利用者が真に必要な障害福祉サービス等の提供が行えるよう取り組みます。

自立支援審査支払等システム等による審査結果を活用し、個々の障害福祉サービス事業所等と共有することにより、過誤請求を減らし、適正な運営が行えるよう働きかけます。

## 第2項 活動指標

### 1. 1か月あたりの指定障害サービス見込量

	H30				R1 (H31)				R2				R3		R4		R5	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
訪問系サービス利用者	172	4,630	158	4,133	180	4,910	159	4,363	188	5,180	166	4,440	191	5,783	199	6,066	201	6,119
生活介護利用者	220	4,464	199	3,888	230	4,654	207	4,014	236	4,769	216	4,252	262	5,214	272	5,351	284	5,488
自立訓練 (機能訓練)	4	80	1	18	4	80	0	0	4	80	1	20	4	80	4	80	4	80
自立訓練 (生活訓練)	7	127	2	36	8	138	2	33	9	149	3	60	6	129	6	129	6	129
就労移行支援	15	296	10	166	16	304	8	158	17	324	10	141	11	204	11	204	11	204
就労継続支援 (A型)	48	962	44	829	50	977	43	826	52	1,007	43	808	54	1,059	56	1,069	60	1,111
就労継続支援 (B型)	121	2,314	111	2,164	124	2,354	118	2,254	128	2,419	131	2,566	163	3,202	172	3,427	179	3,577
就労定着支援	7		1		7		4		7		4		7		8		9	
療養介護	28		25		29		26		29		26		27		27		27	
短期入所 (福祉型)	42	403	30	390	44	418	34	398	47	437	48	414	53	522	56	548	57	559
短期入所 (医療型)	4	36	2	8	4	36	3	9	4	36	3	7	4	31	4	31	4	31
自立生活援助	9	50	0	0	10	60	0	0	12	70	0	0	9	76	10	86	10	86
共同生活援助	109		99		118		102		127		103		125		131		132	
施設入所支援	76		75		76		76		76		76		76		76		76	
地域生活支援 拠点													1	1	1	1	1	1
計画相談支援	604	50	569	48	612	51	585	49	620	52	691	58	701	61	719	65	733	68
地域移行支援	10		4		11		6		15		8		11		12		12	
地域定着支援	26		23		29		22		31		22		28		29		29	

※ 訪問系サービスの単位は「人日」が時間と読み替え

※ 相談支援(計画相談支援)の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 地域生活支援拠点等の単位は「人」は「箇所」、「人日」は機能充実に向けた検証及び検討の「実施回数/年」と読み替え

## 2. 発達障害者等に対する支援

県が実施するペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム及び圏域の相談窓口の情報について、発達障害の当事者や家族への周知を図ります。

## 3. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	R3	R4	R5
	計画	計画	計画
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	25人	25人	25人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援	5人	6人	8人
精神障害者の地域定着支援	16人	17人	19人
精神障害者の共同生活援助	22人	24人	27人
精神障害者の自立生活援助	2人	3人	5人

## 4. 相談支援体制の充実・強化のための取組

種類	R3	R4	R5
	計画	計画	計画
総合的・専門的な相談支援(実施の有無)	実施有り	実施有り	実施有り
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2件	2件	2件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	6回	6回

## 5. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

種類	R3	R4	R5
	計画	計画	計画
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	6人	6人	6人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	個別で実施	個別で実施	個別で実施

第3項 地域生活支援事業見込量

	H30				R1				R2				R3		R4		R5			
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画			
	か所 数	人数・ 件数	か所 数	人数・ 件数	か所 数	人数・ 件数	か所 数	人数・ 件数	か所 数	人数・ 件数	か所 数	人数・ 件数	か所 数	人数・ 件数	か所 数	人数・ 件数	か所 数	人数・ 件数		
1 理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無	無		無		無		無		無		無		無		無		無			
2 自発的活動支援事業 ※実施の有無	有(御坊市)		有(御坊市)		有(御坊市)		有(御坊市)		有(御坊市)		有(御坊市)		有(御坊市)		有(御坊市)		有(御坊市)			
3 相談支援事業	①障害者相談支援事業		1		1		1		1		1		1		1		1			
	基幹相談支援センター ※設置の有無		有(圏域)		有(圏域)		有(圏域)		有(圏域)		有(圏域)		有(圏域)		有(圏域)		有(圏域)			
	②市町村相談支援機能強化事業 ※実施の有無		有(圏域)		有(圏域)		有(圏域)		有(圏域)		有(圏域)		有(圏域)		有(圏域)		有(圏域)			
③住宅入居支援事業 ※実施の有無		無		無		無		無		無		無		無		無		無		
4 成年後見人制度利用支援事業 ※実利用人数	6		3		7		2		8		6		7		8		9			
5 成年後見人制度法人後見支援事業 ※実施の有無	無		無		無		無		無		無		無		無		無			
6 意思疎通支援事業	①手話通訳者・要約筆記者 派遣事業 ※実利用件数		67		80		72		111		77		85		91		96		101	
	②手話通訳者設置事業 ※実設置件数		0		0		0		0		0		0		0		0		0	
7 日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具 ※給付件数		15		5		15		1		15		7		13		13		13	
	②自立生活支援用具 ※給付件数		24		17		24		9		24		21		20		20		20	
	③在宅療養等支援用具 ※給付件数		15		10		15		20		15		12		18		18		18	
	④情報・意思疎通支援用具 ※給付件数		15		15		15		9		15		9		13		13		13	
	⑤排泄管理支援用具 ※給付件数		2,910		2,171		3,036		2,127		3,160		2,155		2,226		2,238		2,250	
	⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) ※給付件数		12		4		12		3		12		7		9		9		9	
8 手話奉仕員養成研修事業 上段 修了者数 下段 (上記のうち登録者数)	19		19		33		18		49		0		23		24		24			
	0		0		0		0		0		0		0		0		0			
9 移動支援事業 上段 実利用者数 下段 延べ利用時間数	148		141		157		146		166		143		152		155		158			
	11,750		13,007		12,320		13,360		12,890		12,996		13,800		14,112		14,424			
10 地域活動支援センター 上段 日高圏域 下段 日高圏域外	2 41		2 40		2 41		2 39		2 41		1 27		1 32		1 33		1 34			
	1 1		1 0		1 1		1 0		1 1		1 1		1 1		1 1		1 1			



### 第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量 日高川町

#### 第1項 成果目標

##### 1. 福祉施設から地域生活への移行促進

	R2年度末 までの 目標数値	H29	H30	R1(H31)	R2	R3～R5	考え方
		実績	実績	実績	実績見込み	目標	
	人	人	人	人	人	人	
福祉施設入所者数	13	13	13	13	15	14	令和2年度までの施設入所者の1.6%以上を削減
地域生活への移行者数	1	0	0	0	0	1	令和2年度末(見込み)の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行
減少見込み数	0	0	0	0	0	1	令和5年度末時点の施設入所者数を令和2年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

##### 2. 地域生活支援拠点等の確保及び機能の充実

令和2年度に整備した日高圏域を対象とする地域生活支援拠点を運用していくなかで、地域のニーズや課題に応じてどのような機能をどの程度備えるべきか、年1回以上検証及び検討を行います。

##### 3. 福祉施設から一般就労への移行促進

	R2年度末 までの 目標数値	H29	H30	R1(H31)	R2	R3～R5	
		実績	実績	実績	実績見込み	目標	
	人	人	人	人	人	人	
福祉施設利用者の 一般就労への移行者数	1	0	1	0	2	1	国の指針「令和元年度の実績の1.27倍以上」
うち就労移行支援事業 に係る移行者数		0	0	0	1	1	国の指針「令和元年度の実績の1.30倍以上」
うち就労継続支援A型に 係る移行者数		0	1	0	0	0	国の指針「令和元年度の実績の1.26倍以上」
うち就労継続支援B型に 係る移行者数		0	0	0	1	0	国の指針「令和元年度の実績の1.23倍以上」

##### 4. 相談支援体制の充実・強化等

御坊・日高障害者総合相談センターに設置する基幹相談支援センターにおいて、圏域における総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。

##### 5. 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等に係る各種研修会の場を積極的に活用することにより、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供が行えるよう取り組みます。

自立支援審査支払等システム等による審査結果を活用し、個々の障害福祉サービス事業所等と共有することにより、過誤請求を減らし、適正な運営が行えるよう働きかけます。

## 第2項 活動指標

### 1. 1か月あたりの指定障害サービス見込量

	H30				R1 (H31)				R2				R3		R4		R5	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
訪問系サービス利用者	30	1,200	26	1,431	30	1,200	28	1,604	30	1,200	30	1,620	30	1,620	31	1,650	31	1,650
生活介護利用者	32	640	34	668	32	640	38	719	32	640	41	820	43	860	45	900	47	940
自立訓練 (機能訓練)	1	20	0	0	1	20	0	0	1	20	0	0	1	20	1	20	1	20
自立訓練 (生活訓練)	1	20	0	0	1	20	0	0	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20
就労移行支援	3	15	1	17	3	15	0	8	3	15	1	15	2	30	2	30	2	30
就労継続支援 (A型)	7	140	7	132	7	140	7	141	7	140	7	140	9	180	9	180	10	200
就労継続支援 (B型)	25	500	25	472	25	500	27	510	25	500	27	540	28	560	30	600	32	640
就労定着支援	1		0		1		0	0	1		0	0	1		1		1	
療養介護	8		7		8		7		8		7		7		7		7	
短期入所 (福祉型)	10	50	4	69	10	50	5	83	10	50	15	75	15	75	15	75	15	75
短期入所 (医療型)	1	5	0	0	1	5	0	0	1	5	0	0	1	5	1	5	1	5
自立生活援助	1	20	0	0	1	20	0	0	1	20	0	0	1	20	1	20	1	20
共同生活援助	23		25		23		26		23		24		25		25		25	
施設入所支援	13		13		13		13		13		15		14		14		14	
地域生活支援 拠点													1	1	1	1	1	1
計画相談支援	108	9	91	8	108	9	99	8	108	9	112	9	110	9	110	9	110	9
地域移行支援	2		0		2		0		2		0		1		1		1	
地域定着支援	3		3		3		3		3		3		3		3		3	

※ 訪問系サービスの単位は「人日」が時間と読み替え

※ 相談支援(計画相談支援)の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 地域生活支援拠点等の単位は「人」は「箇所」、「人日」は機能充実に向けた検証及び検討の「実施回数/年」と読み替え

## 2. 発達障害者等に対する支援

県が実施するペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム及び圏域の相談窓口の情報について、発達障害の当事者や家族への周知を図ります。

## 3. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	R3	R4	R5
	計画	計画	計画
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	25人	25人	25人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援	1人	1人	1人
精神障害者の共同生活援助	1人	1人	1人
精神障害者の自立生活援助	1人	1人	1人

## 4. 相談支援体制の充実・強化のための取組

種類	R3	R4	R5
	計画	計画	計画
総合的・専門的な相談支援(実施の有無)	実施有り	実施有り	実施有り
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2件	2件	2件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	6回	6回

## 5. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

種類	R3	R4	R5
	計画	計画	計画
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	個別で実施	個別で実施	個別で実施

第3項 地域生活支援事業見込量

	H30				R1				R2				R3		R4		R5		
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画		
	か所 数	人数・ 件数	か所 数	人数・ 件数	か所 数	人数・ 件数	か所 数	人数・ 件数	か所 数	人数・ 件数	か所 数	人数・ 件数	か所 数	人数・ 件数	か所 数	人数・ 件数	か所 数	人数・ 件数	
1 理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無	無		無		無		無		無		無		無		無		無		
2 自発的活動支援事業 ※実施の有無	無		無		無		無		無		無		無		無		無		
3 相談支援事業	①障害者相談支援事業		1		1		1		1		1		1		1		1		
	基幹相談支援センター ※設置の有無		有		有		有		有		有		有		有		有		
	②市町村相談支援機能強化事業 ※実施の有無		有		有		有		有		有		有		有		有		
③住宅入居支援事業 ※実施の有無		無		無		無		無		無		無		無		無		無	
4 成年後見人制度利用支援事業 ※実利用人数	0		0		0		0		0		1		1		1		1		
5 成年後見人制度法人後見支援事業 ※実施の有無	無		無		無		無		無		無		無		無		無		
6 意思疎通支援事業	①手話通訳者・要約筆記者 派遣事業 ※実利用件数		2		1		2		3		2		1		2		2		
	②手話通訳者設置事業 ※実設置件数		0		0		0		0		0		0		0		0		
7 日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具 ※給付件数		5		0		5		0		5		0		2		2		
	②自立生活支援用具 ※給付件数		5		4		5		1		5		3		5		5		
	③在宅療養等支援用具 ※給付件数		5		2		5		4		5		2		2		2		
	④情報・意思疎通支援用具 ※給付件数		5		3		5		1		5		0		2		2		
	⑤排泄管理支援用具 ※給付件数		300		304		300		336		300		330		350		350		
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) ※給付件数		5		1		5		2		5		1		2		2			
8 手話奉仕員養成研修事業 上段 修了者数 下段 (上記のうち登録者数)	5		2		10		3		15		0		5		5		5		
9 移動支援事業 上段 実利用者数 下段 延べ利用時間数	35		31		35		31		35		31		32		32		32		
	3,200		3,840		3,200		4,110		3,200		4,000		4,000		4,000		4,000		
10 地域活動支援センター 上段 自市町分 中段 他市町分 下段 他市町分の内圏域外センター利 用(うち数)	0		0		0		0		0		0		0		0		0		
	2		4		2		7		2		4		2		5		2		
	0		0		0		0		0		0		0		0		0		

## 第4章

障害児福祉サービスの見込量

# 【障害児福祉計画】

## 第4章 障害児福祉サービスの見込量

日高圏域

### 第1項 成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

R3～R5 目標	
児童発達支援センターの設置	圏域内に福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」(定員20名)が設置されています。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域内に設置された福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」による保育所等訪問支援サービスを利用することができます。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内の「独立行政法人国立病院機構和歌山病院」において、重症心身障害児を対象とした児童発達支援サービスを利用することができます。
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーター配置	御坊・日高圏域自立支援協議会の「子ども部会」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行います。 令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを圏域に1名配置します。

### 第2項 活動指標 1か月あたりの障害児サービス見込量

	H30年				R1年				R2年				R3年		R4年		R5年	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	31	524	24	419	33	546	32	473	36	585	35	590	36	680	39	731	42	782
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	58	967	79	1,100	62	1,048	85	1,151	67	1,124	98	1,489	99	1,602	101	1,630	102	1,653
保育所等訪問支援	8	17	1	0	8	17	1	1	9	18	5	9	10	10	11	11	11	11
居宅訪問型児童発達支援	2	10	0	0	2	10	0	0	3	11	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	104	10	166	14	108	10	173	14	112	10	189	16	192	16	204	17	206	17
医療的ケア児のコーディネーターの配置人数													0		0		1	

※ 障害児相談支援の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 医療的ケア児のコーディネーターの配置人数の単位は「人」は「年間」

## 第4章 障害児福祉サービスの見込量

日高川町

### 第1項 成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

	R3～R5 目標
児童発達支援センターの設置	圏域内に福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」(定員20名)が設置されています。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域内に設置された福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」による保育所等訪問支援サービスを利用することができます。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内の「独立行政法人国立病院機構和歌山病院」において、重症心身障害児を対象とした児童発達支援サービスを利用することができます。
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーター配置	御坊・日高圏域自立支援協議会の「子ども部会」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行います。 令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを圏域に1名配置します。

### 第2項 活動指標 1か月あたりの障害児サービス見込量

	H30年				R1年				R2年				R3年		R4年		R5年	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	6	120	1	19	6	120	3	25	6	120	3	28	3	60	3	60	3	60
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	12	240	12	149	12	240	13	144	12	240	15	150	15	200	15	200	15	200
保育所等訪問支援	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	15	1	21	2	15	1	26	2	15	1	30	2	30	2	30	2	30	2
医療的ケア児のコーディネーターの配置人数													0		0		1	

※ 障害児相談支援の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 医療的ケア児のコーディネーターの配置人数の単位は「人」は「年間」